農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)のうち

6. 地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型及び産業支援型)

【令和7年度予算概算要求額 10,388(8,389)百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を 図るために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加(140人「令和7年度まで」)
- 地域資源活用価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加(100事業体「令和7年度まで」)

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業(定住促進·交流対策型)

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林 漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水 産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間:3年間(上限5年間)、交付率:1/2等】

2. 地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出 資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施 **設等の整備に対して支援**します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。 【事業期間:1年間、交付率:3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同 時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も 支援します。

<事業の流れ>

定額、1/2等

地方公共団体

3/10、1/2等。

農林漁業者の 組織する団体等

く事業イメージ>

定住促進·交流対策型

○計画主体 都道府県、市町村※1

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要

○事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等







廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

○事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①~③のいずれかに基づく整備事業計画が必要 ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画 ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画 ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加丁施設

(2の事業)



農家レストラン

発電設備等の整備



販売・交流施設等 電力供給



EV車等への給電設備

「お問い合わせ先」

(1の事業) 農村振興局地域整備課

(03-3501-0814)

都市農村交流課(03-6744-2497)